

表題部所有者の登記のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を下記５のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和８年９月７日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

１ 手続番号

- (１) 第４１００－２０２５－００７４号
- (２) 第４１００－２０２５－００７５号
- (３) 第４１００－２０２５－００７７号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (１) 南秋田郡井川町浜井川字家ノ東１２２番
- (２) 南秋田郡井川町浜井川字追回１８４番
- (３) 南秋田郡井川町浜井川字苗代堰７１番

３ 地目

- (１) 墓地
- (２) 宅地
- (３) 墓地

４ 地積

- (１) ３２９平方メートル
- (２) ３０３．０５平方メートル
- (３) ５１４平方メートル

５ 表題部所有者として登記すべき者の名称及び住所

南秋田郡井川町浜井川財産区（平成２０年７月１４日当時）